

平成三十年五月二十二日受領
答弁第二八五号

内閣衆質一九六第二八五号

平成三十年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員城井崇君提出柳瀬唯夫元総理秘書官と加計学園関係者との三回にわたる面会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員城井崇君提出柳瀬唯夫元総理秘書官と加計学園関係者との三回にわたる面会に関する質問
に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、内閣総理大臣秘書官が、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十三条第三項に規定する事務を行うに当たり、平素において、関係者との面会等を通じ、情報収集等を行うことは、同項に規定する事務の一環であると考えられる。また、柳瀬元内閣総理大臣秘書官は、例えば、平成三十年五月十日の衆議院予算委員会及び参議院予算委員会において、参考人として、「前の年の九月に、総理から明確に、獣医学部新設の解禁を早急に検討していきたいという大きい御指示が出ておりましたので、その枠の中でどうしていくかというのは当然秘書官としての業務の一環だと思っております」、「総理に必要な判断を仰ぐ必要なタイミングで必要なことを上げます。そこをセレクトするのが秘書官の業務だと思えます。」等と答弁したところであると承知している。